

指定管理者の指定について

当施設は、(財)広島市文化財団が、下記のとおり、広島市から「指定管理者」の指定を受けています。

記

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
安佐南区民文化センター
広島市安佐南区中筋一丁目2番17号
- (2) 設置目的
市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図る。
- (3) 管理の基準
 - ア 休館日
 - (ア) 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その直後の休日でない日
 - ※平成23年度から休日及び、休日直後の休日でない日は開館とする。
 - (イ) 12月29日から翌年1月3日まで
 - イ 開館時間
午前9時から午後9時まで

2 指定管理者

- (1) 名称（所在地）
財団法人広島市文化財団（広島市中区加古町4番17号）
- (2) 指定期間
平成22年4月1日～平成27年3月31日

3 事業概要等

- (1) 業務内容の概要
 - ア 区民文化センターの使用許可に関すること。
 - イ 区民文化センターへの入館の制限に関すること。
 - ウ 区民文化センターの特別設備の設置の許可に関すること。
 - エ 区民文化センターの建物及び設備の維持管理に関すること。
 - オ その他市長が定める業務
- (2) 主な市民サービスの向上の内容
 - ア 開館日の拡大（平成22年度から受付開始）
平成23年4月1日以降の休館日（月曜日）が祝日にあたった場合の振替休館日の撤廃。
 - イ 利用料金の値下げ
大広間を一般活動で3時間使用する場合の利用料を5,400円から4,500円に値下げ。

(指定管理者制度の概要等については広島市ホームページに掲載されています。)

4 広島市の所管課

市民局文化スポーツ部文化振興課
電話 082(504)2500 Fax082(504)2066
E-mail bunka@city.hiroshima.jp